

町民の皆様には、平素より町行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、当町の新型インフルエンザ等対策行動計画においては、現状を「小康期」（患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状況）と捉えており、このことは、ひとえに町民の皆様の感染症予防に対するご協力の賜と考えております。

一方、全国的には、経済活動が再開され、人の移動についても非常事態宣言前の状況に戻りつつありますが、東京など大都市圏では連日のように新規感染者が報告されており、今後第二波の流行も懸念される所です。

このような状況を踏まえ、町としては、引き続き感染症拡大に対する警戒は行いつつ、町内の経済活性化に向けた対策を推進してまいります。

町民の皆様には、引き続き、日常生活における感染症予防を心掛けていただきますようお願いいたします。

令和2年7月8日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

■ 特別定額給付金(10万円給付)の申請及び、かつらぎ町応援(無料)クーポン券の引き換えがお済みでない方へ
特別定額給付金について、7月6日時点で99.2%の申請を受理いたしました。

申請期限が令和2年8月18日までとなっておりますので、申請がお済みでない方は、お早めに手続きを行ってください。

「かつらぎ町応援クーポン券事業」については7月6日時点で対象世帯の88.9%の引換が完了しました。

応援クーポン券の引き換え及び利用には期限がありますので引き換えがお済みでない方はお早めに引換をお願いします。

■ かつらぎ町(無料)応援クーポン券取扱店募集について

かつらぎ町応援クーポン券の取扱店については、令和2年6月22日までに登録いただいた事業所を取扱店として広報しておりますが、引き続き募集をしておりますので、町内事業者で登録を希望される方は、かつらぎ町商工会へお申し込みください。 かつらぎ町商工会 ☎ 22-1402
取扱店登録申請書は、かつらぎ町商工会ホームページからダウンロードできます。



3密は避けましょう!

■ かつらぎ町内事業者のための経営相談・給付金相談の実施について

新型コロナの影響を受けて「資金繰りが厳しい」、「いろいろな給付金があるけれど自分が対象かどうか分からない」、「人件費を抑えるために雇用調整助成金を活用したい」など経営者のための無料相談を実施します。

この相談事業は、中小企業庁の事業として、かつらぎ町と和歌山県よろず支援拠点が連携して行うものです。

相談会の開催は、7月中旬～8月末 週1回を予定しています。

完全予約制となっており、予約及び開催日、開催場所については新型コロナウイルス感染症対策総合窓口にお問い合わせください。

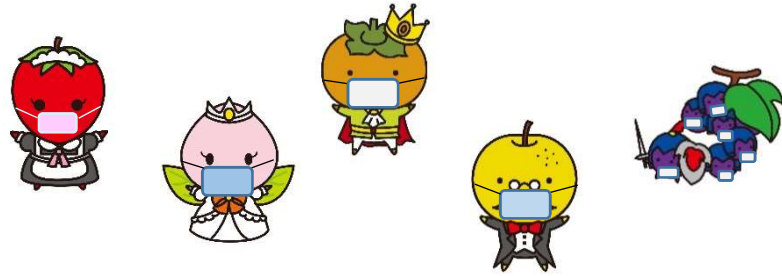
■ 新型コロナウイルス感染症対策における町独自施策について

新型コロナウイルス感染症に関連した町が行う独自施策についてお知らせします。

事業名	内 容	対象者及び実施時期	お問い合わせ先
新規 【受付・相談完全予約制】 かつらぎ町事業者応援給付金事業	新型コロナの影響により前年同月比で売上げが減少した事業者に対し事業継続のための給付を行います。 ① 売上が前年同月比で50%以上減少の事業者(上限額) 法人:20万円 / 個人事業者:10万円 ② 売上が前年同月比で30%~49%減少の事業者(上限額) 法人:200万円 / 個人事業者:100万円	《対象》令和2年1月~6月の間のひと月の売上が前年同月比で30%以上減少した中小事業者で左記区分に該当する事業者 ① 国及び県の給付金受給申請者(国・県の給付に上乘せ支給) 国:給付金給付通知書の写し 県:給付金振込通知書の写しが必要です ② 前年度確定申告書の写し、今年度売上台帳等により資格要件を確認します ※その他、提出書類があります 申請期間・9月30日まで 土日祝日を除く平日9:00~17:00	新型コロナウイルス感染症対策総合窓口
新規 【受付・相談完全予約制】 かつらぎ町事業者応援補助金事業	新型コロナの影響により売上が減少した事業者で、減少した売上の回復のための新たな取組や、感染拡大防止に係る経費を補助します。 ① 補助対象経費(税抜き)が30万円以上... 補助対象経費の1/3(上限50万円) ② 補助対象経費(税抜き)が10万円以上30万円未満... 全額補助	《対象》令和2年2月~5月の間のひと月の売上が前年同月比20%以上減少した中小事業者で以下の事業を行う事業者 ・ 事業継続のための事業 ・ 危機的状況を乗り越えるための事業 ・ 安全・安心を確保するための事業 ※①の事業については、県の補助金申請者が対象となります 申請期間・9月30日まで 土日祝日を除く平日9:00~17:00	
新生児特別定額給付金事業	新生児1人につき10万円を給付します。(国の特別定額給付金の独自拡充施策)	《対象》令和2年4月28日~8月18日の間の出生児の母親	

事業名	内 容	対象者及び実施時期	お問い合わせ先
新規 プレミアム付き 飲食・宿泊応 援事業	対象事業者の店舗で利用可能な応援チケット(1セ ット 5,000 円)を、利用者に対して 2,500 円で販売 することによる消費活動の喚起を目的とします。 事業者には、前年度売上の2%相当額の助成(10 万円～60 万円)及び、販売用として応援チケット (助成金額の倍額相当分)を支給します。	《対象》町内に事業所を有する飲食店(テイ クアウト含む)または宿泊施設で当該事業に 参加を希望する事業者 《対象外店舗》 町外に本店を有し、チェーン展開している店 舗、スーパー、コンビニ、おみやげ物販店等 実施期間: 令和2年8月下旬～ 令和3年1月31日	新型コロナウイルス感 染症対策総合窓 口
【無料】 かつらぎ町 応 援クーポン券 事業	町内の取扱店で利用できるクーポン券を交付しま す。(1人 5,000 円分+ごみ袋無料引換券) 引換券を世帯に送付しておりますので、クーポン券 との引き換えが必要です。 ※店舗によっては、クーポン券が利用できない商品 がありますのでご注意ください	《対象》令和2年6月15日(基準日)にかつ らぎ町住民基本台帳に登録されている人 引換期限: 令和3年1月29日まで 利用期限: 令和3年1月31日まで	
新規 就学援助世帯 への給食費相 当額支援事業	就学援助を受けている世帯の児童・生徒について、 学校休業期間(令和2年4月～5月)に係る当該 世帯の家庭での昼食費用について、給食費相当額 を助成します。	《対象》就学援助を受けている世帯の児童・ 生徒(令和2年4月～5月の給食費相当額) ・小学生 1 人につき1ヵ月当り 3,400 円 ・中学生 1 人につき1ヵ月当り 3,600 円	教育委員会 教育総務課 0736-22-0303
水道料金減免 事業	新型コロナの影響により生活困窮、経営難となった 水道使用者(個人・事業者)に水道料金の減免を 行います。 令和2年6月～8月使用料の約 80% (減免上限額: 30 万円)	《対象》特例貸付や持続化給付金等の制度 を受けている方 申請受付期限: 令和2年12月28日	上下水道課 0736-22-6566
無料巡回バス 事業	お買い物等の交通手段の確保として、スクールバス を利用して無料巡回バスを運行しています。	運行時間・停留所については、7月広報とと もに配布したチラシをご覧ください。	役場企画公室

■ 新型コロナウイルス感染症に対する制度一覧

世帯や個人を対象とした制度		中小・小規模事業者等を対象とした制度	
こんな時は	事業名(制度名)	こんな時は	事業名(制度名)
【全国一律】 児童手当受給世帯	子育て世帯臨時特例給付金	新型コロナの影響により 事業収入が減少した	拡充 持続化給付金 事業継続支援金 県内事業者事業継続推進事業
【全国一律】 児童扶養手当受給世帯	新規 ひとり親世帯への臨時特例給付金		新規 家賃支援給付金
新型コロナの影響により 収入が減少し生活が苦し い	新規 住居確保給付金	新型コロナの影響により 従業員の雇用の継続が 難しい	拡充 雇用調整助成金 拡充 持続化補助金 小学校休業等対応助成金
	新規 新型コロナウイルス感染 症対応休業支援金		新型コロナウィルス感染症特別貸付 特別利子補給制度 セーフティーネット保証 4 号・5 号
	学生支援緊急給付金	●表中の 新規 拡充 の付いている事業は、政府の第二次 補正予算によるものです。 ●各事業に関する詳細は町ホームページに掲載しています。 ●掲載事業の他、各省庁、県では順次新規事業を実施しておりま す。省庁及び県ホームページ等もご確認ください。	
	後期高齢者医療保険料の減免		
	国民健康保険税の減免		
	介護保険料の納付猶予及び減免		
	国民年金保険料の免除		
	水道料金・下水道使用料支払相談		
	町税の徴収猶予		
	公営住宅使用料の徴収猶予・減免		
公共料金の支払猶予			
生活福祉資金特別貸付 (緊急小口資金)			
生活福祉資金特別貸付 (生活支援費)			
新型コロナに感染(また は感染が疑われる)で給 料が減少した	国民健康保険傷病手当金の給付 後期高齢者医療保険傷病手当金の 給付		

当該折込みは、町ホームページでもご覧になれますが、

折込み及びホームページをご覧になれない世帯にはご近所、お友達よりお知らせしてあげてください。

《お問い合わせ先》 かつらぎ町役場・新型コロナウイルス感染症対策総合窓口 ☎ 0736-22-0300 (代表)
平日 8:30～17:15 休日 8:30～17:00 (日直対応)